契約書等作成フロ一図

入札落札業者,見積決定業者 による契約書等作成作業

標準契約書 対象契約

①-1標準契約書により

契約書を作成

•建設工事標準請負契約書

•標準委託契約書

•標準物品売買契約書

YES

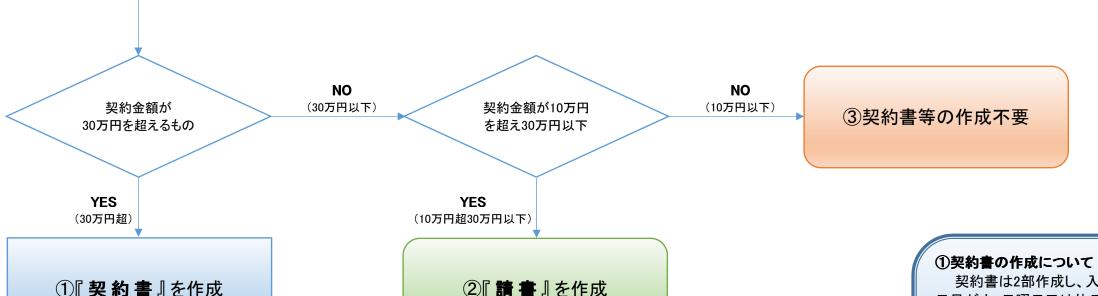
- •建設工事請負契約
- •業務委託契約
- •物品売買契約

≪契約書等に関する問合せ先≫

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 庶務課財政担当

TEL 049-283-1957

FAX 049-289-1733



①-2標準契約書以外で

契約書を作成

NO

契約書は2部作成し、入札(見積開封)日から起算して7日以内(7 日目が土・日曜日又は休日の場合は直前の営業日まで)に、庶務課 財政担当へ提出してください。

「①-1標準契約書により契約書を作成」する場合は、別紙『契約書 の提出について』を参照してください。

「①-2標準契約書以外で契約書を作成」する場合は、資料配布時に ダウンロードしたファイルに保存された契約書により作成してください。 なお、契約書提出に際しては、別紙『契約書の提出について』を確認 してください。

②請書の作成について

請書は1部作成し、見積開封日から起算して7日以内(7日目が土・日 曜日又は休日の場合は直前の営業日まで)に、庶務課財政担当へ提 出してください。

請書を作成する場合には、別紙『請書の提出について』を参照してく ださい。

③契約書等の作成不要

契約金額が10万円以下である場合は、契約書・請書の作成を省略す ることができます。